

公園施設使用料改定のお知らせ

令和 8年 3月の観音寺市公園条例の一部改正により、

令和 9年(2027年) 4月 1日から運動公園の使用料が、下記のとおり改定されることとなります。

利用者様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 本市(観音寺市)に居住していない利用者**の場合は、各料金の金額(空調設備、夜間照明及び電源使用を除く。)は
現行2割増し → **改定後5割増し**の額となります。
- 行商、興業、展示会、その他これらに類する行為
基本使用料 20㎡まで1日につき
現行1,560円 → **改定後 2,000円**
超過使用料 1㎡まで1日につき
現行 50円 → **改定後 100円**の額となります。